

京都市告示第722号

都市公園法第2条の2の規定に基づき、都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局南部土木みどり事務所において一般の縦覧に供します。

令和 8年 3月 18日

京都市長 松井 孝治

名 称	位 置	供用開始の期日
上久世第五公園	南区久世上久世町 637 番 2	告示の日

(南部土木みどり事務所)